

三鷹市道路等に関する防犯上のガイドライン

第1 通則

1 目的

このガイドラインは、三鷹市生活安全条例（平成14年三鷹市条例第29号）第3条第2項の規定に基づき定めるガイドラインのうち、道路、公園、自動車駐車場及び自転車等駐車場（通学路等を除く。以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準及び市民等の安全を確保するため、みちパートナー事業（違法広告物撤去活動員）、公園ボランティア、児童遊園等世話人、地域住民、道路等利用者、事業者、土地所有者及び市等の関係行政機関すべての関係者（以下「すべての関係者」という。）が協働して講ずべき管理対策等を定めることにより、防犯性の高い道路等の環境整備を促進することを目的とする。

2 基本的な考え方

（1）ガイドラインの対象

このガイドラインは、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。

（2）配慮すべき事項

このガイドラインは、道路等の防犯性の向上に係る企画、設計及び施設整備上配慮すべき事項を示すものである。

（3）施策の推進

このガイドラインに基づく施策の推進にあたっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から順次整備を図るよう努めるものとする。

（4）適用除外

このガイドラインは、関係法令等との関係、計画上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除くものとする。

（5）防犯カメラの設置及び運用

このガイドラインにおける防犯カメラの運用にあたっては、三鷹市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を遵守するものとする。

（6）ガイドラインの見直し

このガイドラインは、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 整備基準及び管理対策等

1 道路における整備基準及び管理対策等

（1）歩道と車道の分離

可能な限り、ガードレール、歩道さく、植栽等により歩道と車道とが分離されたものであること。

(2) 見通しの確保

ア 見通しを確保するための措置がとられていること。

イ 道路周辺についても、市民等、事業者、土地所有者等の協力のもと可能な限り見通しを確保するための措置がとられていること。

(3) 照度の確保

防犯灯、街路灯、住宅門灯等（注１）の夜間点灯により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注２）が確保されていること。

(4) 防犯設備の設置

地下道、遊歩道、空き家又は空き地周辺その他犯罪の発生の危険性が高い道路には、注意看板が掲出され、街頭緊急通報装置、防犯ベル、防犯カメラ等の防犯設備が設けられていること。

2 公園における整備基準及び管理対策等

(1) 見通しの確保

植栽については、園路に死角をつくらないように配置し、下枝のせん定等の見通しを確保するための措置がとられていること。

(2) 遊具の配置

遊具については、周辺から見通すことができる配置になっていること。

(3) 緊急通報装置等の設置

必要に応じて公園内に緊急通報装置等が設置されていること。

(4) 照度の確保

園路における公園灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度以上の照度が確保されていること。

(5) 便所の設置

公園内に便所を設置する場合は、次に定める項目に配慮すること。

ア 園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所に設置されていること。

イ 建物の入口付近及び内部においては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注３）が確保されていること。

(6) 緊急避難施設の設置

公園周辺についても、市民等、事業者、土地所有者等の協力のもと可能な限り緊急避難できる施設が設けられていること。

3 自動車駐車場における整備基準及び管理対策等

(1) さく等による区分

駐車場の外周がさく等により周囲と区分されたものであること。

(2) 防犯設備の設置と見通しの確保

管理者等が常駐し、若しくは巡回し、防犯カメラその他の防犯設備が設置され、又は外周からの見通しが確保された構造を有すること。

(3) ミラー等の設置

見通しが悪く、かつ、死角が多い箇所にミラー等が設置されていること。

(4) 駐車場の管理

駐車場の出入口には、自動ゲート管理システム等を設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りが管理されていること。

(5) 照度の確保

地下又は屋内の駐車場については駐車のに供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場については夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

4 自転車等駐車場における整備基準及び管理対策等

(1) さく等による区分

駐車場の外周がさく等により周囲と区分されたものであること。

(2) 防犯設備の設置と見通しの確保

管理者等が常駐し、若しくは巡回し、防犯カメラその他の防犯設備が設置され、又は外周からの見通しが確保された構造を有すること。

(3) ミラー等の設置

見通しが悪く、かつ、死角が多い箇所にミラー等が設置されていること。

(4) 盗難防止の措置

必要に応じてチェーン用バーラック、サイクルラック等を設置し自転車等の盗難防止の措置が講じられていること。

(5) 照度の確保

駐車のに供する部分の床面において、3ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。

5 安全安心・市民協働パトロール（注4）の実施等

(1) 協力体制の確立

すべての関係者が協働して安全安心・市民協働パトロールを実施し、道路等における市民等の安全確保のための協力体制を確立する。

(2) 地域安全マップの活用による安全点検と改善

すべての関係者が連携し、地域安全マップの活用等により道路等の安全点検の実施及び危険箇所等の改善に向けた取組を行う。

(3) 情報のネットワーク化

道路等における市民等に対する犯罪に関する情報の警察への通報及びファックス、安全安心メール等を活用した警察、市、地域間の情報ネットワーク化を図り、これらの情報の内容に応じた迅速な対策を講ずるためのシステムを整備する。

（注1）「住宅門灯等」には、住宅の台所照明やセンサーライトを含むものとする。

（注2）「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね3ルクス以上）をいう。

(注3)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度(平均水平面照度がおおむね50ルクス以上)をいう。

(注4)安全安心・市民協働パトロール

市民、事業者、行政等すべての関係者が相互に連携して幅広く地域安全パトロールを実施する体制を構築することにより、犯罪発生を抑止に取り組む活動を総称して「安全安心・市民協働パトロール」と呼ぶ。